

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成31年3月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800433号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1800025号

第1 結論

昭和51年*月*日から昭和54年3月5日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月*日から昭和54年3月5日まで
請求期間について、私は大学生であったが、同居していた両親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時学生であった請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者及び請求者の両親は請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は、両親が自身の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続き及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していなかった旨陳述しており、これらを行ったとする請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800193 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800058 号

第 1 結論

昭和 19 年 10 月 10 日から昭和 20 年 9 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 20 年 9 月 1 日から昭和 22 年 8 月 15 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 22 年 8 月 15 日から昭和 23 年 8 月 23 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 23 年 8 月 23 日から昭和 24 年 9 月 4 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 26 年 1 月 1 日から昭和 27 年 1 月 5 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の D 社 (現在は E 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 27 年 2 月 25 日から昭和 40 年 10 月 29 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の F 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (子)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
厚生年金記号番号 :
生 年 月 日 : 大正 4 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 10 日から昭和 20 年 9 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から昭和 22 年 8 月 15 日まで
③ 昭和 22 年 8 月 15 日から昭和 23 年 8 月 23 日まで
④ 昭和 23 年 8 月 23 日から昭和 24 年 9 月 4 日まで
⑤ 昭和 26 年 1 月 1 日から昭和 27 年 1 月 5 日まで
⑥ 昭和 27 年 2 月 25 日から昭和 40 年 10 月 29 日まで

請求期間①については A 社に、請求期間②については B 社に、請求期間③及び④については C 社に、請求期間⑤については D 社について、前回の訂正請求において記録の訂正が認められなかったが、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険被保険者記録が漏れているので、

今回改めて訂正請求を行った。

請求期間⑥については、F社の厚生年金保険被保険者記録が浮いた年金記録として発覚したが、統合されておらず、当該記録を加味されずに、前回訂正請求に係る請求事業所の厚生年金保険被保険者記録を不訂正とされたため、当該記録について訂正請求を行った。

請求期間①から⑥までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、前回、請求者は、平成28年7月14日付けで請求期間を昭和19年10月10日から昭和22年8月15日までとし訂正請求を行っているところ、i) A社は、訂正請求記録の対象者が勤務していたことを確認できる資料は見当たらない旨回答していること、ii) 商業登記簿謄本によると、G社は、昭和22年8月15日付けで解散しており、同社からは訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の届出状況等を確認できる資料を得ることができないこと、iii) B社の元事業主に対して、同社とG社及びH社の関係、並びに請求期間①及び②に係る資料の有無について照会したところ、当該事業主は、これらの事業所はすべて同一の事業所であること、訂正請求記録の対象者の名前を覚えているが勤務した期間は覚えておらず、これらの事業所における従業員に係る資料は無い旨回答していること、iv) A社及びH社に係る厚生年金保険被保険者記録が記載されている各事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いこと、v) 訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳（記号番号*）に請求期間①及び②におけるA社及びG社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

請求期間③及び④について、前回、請求者は、平成28年7月14日付けで請求期間を昭和22年8月15日から昭和24年9月3日までとし訂正請求を行っているところ、i) 訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳（記号番号*）及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和24年9月4日と記載されており、当該被保険者記録はオンライン記録と一致していること、ii) C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、昭和49年10月1日付けで解散していることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態等を確認できる資料を得ることができない。

請求期間⑤について、前回、請求者は、平成28年7月14日付けで請求期間を昭和26年1月1日から昭和27年2月24日までとし訂正請求を行っているところ、i) E社は、訂正請求記録の対象者の勤務状況等に関する書類は見当たらないため不明である旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態等を確認できないこと、ii) D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いこと、iii) 訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳（記号番号*）に訂正請求記録の対象者のD社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

以上のことから、既に平成29年2月28日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間①についてはA社に、請求期間②についてはB社に、請求期間③及び④についてはC社に、請求期間⑤についてはD社について記録の訂正が認められなかったが、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険被保険者記録が漏れている旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、請求期間①から⑤までについて、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い上、厚生年金保険被保険者資格に係る届出があつたことを裏付ける事情は見当たらず、当該主張をもって当初の決定を変更すべき事情とは認めることができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、訂正請求記録の対象者が請求期間①から⑤までにおいて、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間⑥について、請求者は、F社の厚生年金保険被保険者記録が浮いた年金記録として発覚したが、統合されておらず、当該記録を加味されずに、前回訂正請求に係る請求事業所の厚生年金保険被保険者記録を不訂正とされた旨主張している。

しかし、日本年金機構は、厚生年金保険被保険者記号番号（＊）に記録されている請求期間⑥に係るF社の厚生年金保険被保険者記録は、訂正請求記録の対象者の記録である旨回答しており、請求者の主張する厚生年金保険被保険者記録が既に存在していることから、年金記録の訂正を行う必要は認められない。